

平成25年度 行政評価 施策カルテ

施策名	2 高齢者の生活支援の推進
-----	---------------

施策主管課	高齢福祉課	総合計画記載頁	67ページ
-------	-------	---------	-------

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	2 高齢期の生活を充実する	政策の達成目標 (基本施策目標)	高齢者が、自らの介護予防に積極的に取り組み、住み慣れた地域の中で、健康で生きがいを持ち、また、介護が必要になっても尊厳を保持しながら、安心して自立した生活を送っています。
------	-----------------------------	----------------	---------------	---------------------	---

2 施策の取組状況

施策目標	高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送っています。
------	--------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24 (H23.3現在)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	介護認定を受けていない高齢者の割合(%)	単年度目標値	85.3	85.5	85.7	85.9	86.1			86.3	A	要介護認定を受けていない高齢者の割合(%)	中核市平均	81.9					
	現状値	85.1%	実績値	84.9						実績値	84.9									
	目標値(H29)	86.3%	単年度の達成度	99.5%						中核市での本市の順位	7位/41市中									
① 施策指標		単年度目標値								③ 市民意識調査結果	中核市平均									
		現状値	実績値									実績値								
		目標値(H29)	単年度の達成度										中核市での本市の順位							
		単年度目標値										H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価		
	現状値	実績値										調査結果	26.8%							-
	目標値(H29)	単年度の達成度										目標値(H29)	36.0%	前年度からの増減						

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{単年度目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{単年度目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

※評価の考え方

施策指標	A: 達成度90%以上 B: 達成度70%~90%未満 C: 達成度70%未満
中核市等との水準比較(中核市での本市の順位)	A: 上位1/3(1~14位) B: 中位(15~28位) C: 下位1/3(29位以下)
市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上(2%超) B: 前年度同水準(±2%以内) C: 前年度より低下(-2%未満)

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策指標	介護認定を受けていない高齢者の割合については、平成24年度は現状値と比べて若干減少したが、中核市等との水準比較では、41市中、7番目となっており、他の中核市等と比べ元気な高齢者が多くなっている。	市民満足度		進捗の状況	順調
------	---	-------	--	-------	----

3 施策を構成する事業の状況

No.	事業名	戦略P・主要事業	事業が属する総合計画の構成事業名	事業内容		開始年度	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物（誰・何に）	取組（何を）		
1	一次予防事業	○	・介護予防教室の充実 ・自主的な介護予防活動への支援の充実	65歳以上の高齢者	・介護予防教室の開催 ・自主グループの支援	H18	介護予防教室や介護予防に関する講演会などを継続して開催することにより、広く介護予防に対する啓発に努めていく。また、地域において自主的な介護予防活動が継続できるよう支援の充実を図る。
2	二次予防事業	○	・介護予防教室の充実	介護が必要となるおそれがある65歳以上の高齢者	・二次予防事業対象者の把握 ・通所型介護予防事業の開催	H18	高齢者が要支援・要介護状態に移行することを予防するため、通所型介護予防事業を実施し生活機能の向上を図るとともに、介護予防だよりなどを通して対象者に対し、事業の周知・啓発に努める。
3	地域包括支援センター運営事業	○	・身近な地域での相談支援機能の充実 ・医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実	65歳以上の高齢者とその家族	・各種相談への対応と相談内容に応じた支援 ・地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築	H18	地域において高齢者支援の業務を効果的に行えるよう、地域包括支援センター職員を対象とした職種別担当者会議やブロック別会議等を開催するとともに、医療・介護の連携の充実を図る。
4	ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワークシステム		・身近な地域での相談支援機能の充実	65歳以上のひとり暮らし高齢者等	・地域による見守りの実施 ・地域包括支援センターによる安否確認の実施	H15	見守りを必要とするひとり暮らし高齢者等の適切な把握に努めるとともに、地域住民による見守りや地域包括支援センターによる安否確認に取り組んでいく。
5	成年後見制度		・高齢者の権利擁護事業の推進	認知症等により判断能力が十分でない高齢者、もしくは親族等	・成年後見制度の利用に向けた支援及び周知・啓発	H14	成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう支援を行うとともに制度の周知・理解促進を図る。
6	高齢者虐待防止事業		・高齢者の権利擁護事業の推進 ・在宅高齢者への虐待防止対策の強化	高齢者、養護者等	・高齢者虐待防止のための周知・啓発 ・虐待をうけている高齢者への支援	H18	虐待を受けているおそれのある高齢者を支援するとともに、高齢者虐待を防止するための周知・啓発活動に取り組んでいく。
7	生きがい対応型デイサービス運営事業		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	概ね65歳以上の介護保険の認定を受けていない、家に閉じこもりがちな高齢者	・専用施設等における身体機能の維持、認知症の予防、食生活の改善に繋がるサービスの提供	H12	家に閉じこもりがちな高齢者が介護状態になることを予防するため、提供するサービスの充実に努めながら事業を実施する。
8	高齢者等ホームサポート事業		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	生活保護・所得税非課税世帯で、介護保険の認定を受けている65歳以上の高齢者、障がい者及びこれに準ずる者で構成される世帯の当該高齢者等	・シルバー人材センターが行う軽易な日常生活支援を通常の1割の料金で提供	H14	介護保険認定者が増加していく中、介護が必要な高齢者が在宅でできるだけ自立した生活を維持するために必要な事業であることから、引き続き、周知を図りながら事業を実施する。
9	高齢者無料入浴券交付事業		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	自宅に入浴施設がない70歳以上の高齢者	・無料入浴券の交付（年間最高60枚）	S50	高齢者の保健衛生と健康保持のために必要な事業であることから、引き続き、市民等への周知を図りながら事業を実施する。
10	福祉入浴援助事業補助		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	概ね65歳以上の虚弱な高齢者等に対し、福祉入浴を実施する公衆浴場経営者	・福祉入浴援助事業を行う公衆浴場経営者への運営費の補助	H9	高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大を図るために必要な事業であることから、引き続き、市民等への周知を図りながら事業を実施する。
11	緊急通報システム		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	在宅の概ね65歳以上の虚弱なひとり暮らし等高齢者	・緊急通報装置を設置し、緊急時には消防への通報を行うとともに、日常時は健康相談・安否確認等を行う。	H元	今年度からの事業の見直し・充実内容について市民への周知を行い、事業の定着及び円滑な運営を図るとともに利用促進に努めながら事業を実施する。
12	日常生活用具給付貸与事業		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	概ね65歳以上の在宅の高齢者（所得制限又は自己負担あり）	・日常生活用具（火災警報器、自動消火器、電磁調理器、老人用電話、ソバ-カ、補聴器）の給付・貸与	S47 S53	事業の目的や高齢者のニーズを踏まえ、事業内容の見直しを検討する。

13	はり・きゅう・マッサージ施術料の助成事業		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	70歳以上の高齢者等	・年間最高18枚のはり・きゅう・マッサージ施術料助成券（1枚千円）を交付	H2	高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、事業者との連携を図りながら、事業の周知・啓発に努め、事業を継続していく。
14	高齢者住宅改造補助		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	介護保険の認定を受けている65歳以上の高齢者のいる世帯（所得制限有）	・高齢者の日常生活を容易にするための既存住宅の改良工事等経費に対する一部補助	H6	低所得の高齢者が住みなれた住宅で自立した生活が継続できるよう支援するために必要な事業であることから、介護保険サービス（住宅改修費支給）との連携を図りながら実施する。
15	介護慰労金支給事業		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	65歳以上の介護保険の要介護4・5の認定を受けた高齢者を在宅で日常的に介護している家族	・介護慰労金（年額12万円）の給付	H12	介護を必要とする高齢者を在宅で日常的に介護している家族等の身体的・精神的負担の軽減に繋がる事業であることから、引き続き、制度の周知に努めながら事業を実施する。
16	老人福祉電話の設置		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	概ね65歳以上のひとり暮らしで自宅に電話のない高齢者（所得制限有）	・市による設置費用、基本料に電話のない高齢者までの通話料金の負担	S49	日常生活用具の給付貸与事業における類似事業との整理・統合を進めながら、適切に事業を実施する。
17	高齢者用住宅生活援助員派遣事業		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	独立して生活が不安な60歳以上の高齢者	・高齢者用住宅への生活援助員の派遣	H9	高齢者用住宅に生活援助員を派遣し、定期的な安否確認や緊急時の支援を行うことなどにより、高齢者の安全かつ快適な生活を支援していく。
18	訪問指導事業		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	65歳以上の高齢者で二次予防事業対象者に準じる者のうち、介護予防の観点から訪問指導の必要がある者	・家庭訪問による健康の維持・改善のための保健指導の実施者	S59	介護予防の観点から訪問指導が必要である者及びその家族に対し、引き続き、家庭訪問による保健指導に取り組むことで、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図る。
19	食の自立支援事業（配食サービス）		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	食生活の改善が必要な65歳以上の高齢者	・配食サービスを通じた食生活の改善	H12	栄養改善が必要な高齢者に対し、十分なアセスメントと食関連サービスの利用調整を行い、高齢者の食生活の改善及び健康の増進を図る。
20	高齢者短期宿泊事業		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	一時的に家族の援護を受けることが困難になった65歳以上の介護保険対象外の高齢者	・短期宿泊による在宅生活の支援	H12	高齢者が短期宿泊事業を活用することにより、地域において継続して在宅生活を営むことができるよう、周知を図りながら継続していく。
22	軽費老人ホーム利用料補助金		・ニーズに応じた福祉サービスの提供	・軽費老人ホーム（ケアハウス）を設置・運営する社会福祉法人	軽費老人ホーム入所者の負担軽減を図るため利用料の一部を社会福祉法人に対して補助	H8	低所得の高齢者等が、安心して自立した生活ができる居住を確保するうえで必要な支援策であることから、引き続き、事業を実施する。
21	認知症高齢者等対策の充実	○	・認知症に関する正しい知識の周知啓発の推進 ・医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実	・市民（認知症の本人・介護者） ・医療従事者、介護従事者	・認知症サポーター養成講座の開催等による周知・啓発 ・認知症地域ケアネットワーク研修・意見交換会等を通じた医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実	H20	認知症の方々やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の正しい理解に向けた周知啓発を推進するとともに、医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実を図る。
22	紙おむつ購入費支給事業	○	・状態に応じた介護サービスの提供と質の向上	在宅者で要介護1以上の認定を受けた紙おむつ使用者	利用者の申請に基づき、紙おむつ購入費限度額5,500円/月の9割を助成	H12	申請数及び支給額は増加傾向にあることから、引き続き、広報紙等により周知を図りながら事業を実施する。
23	社会福祉法人等利用者負担減免（扶助費）	○	・状態に応じた介護サービスの提供と質の向上	介護サービス事業の利用者負担軽減制度を適用する社会福祉法人	利用者負担軽減額の一部を助成	H12	低所得の方が安心して介護サービスを利用することができるよう、居宅介護支援専門員等に対し制度の周知を図るとともに、全ての社会福祉法人において利用者負担軽減制度が適用されるよう働きかけていく。

24	訪問介護利用者負担減額事業 (扶助費)	○	・状態に応じた介護サービスの提供と質の向上	障害者施策において境界層該当により訪問介護利用負担額の減免を受けていた介護保険の訪問介護利用者	該当者が訪問介護を利用した場合の自己負担額を給付	H12	障がい者施策における訪問介護利用者が介護保険サービスに移行した場合、引き続き、利用負担の減免制度を適切に利用できるよう制度の周知を図る。
25	老人福祉施設産休等代替職員雇用費補助金	○	・状態に応じた介護サービスの提供と質の向上	老人福祉施設を設置・運営する社会福祉法人等	老人福祉施設における代替職員の雇用費を助成	H8	市が定める「児童福祉施設等産休等代替職員雇用費補助金交付要綱」に基づき実施する事業であり、老人福祉施設における適正なサービスを維持するために必要な支援策であることから、周知に努めながら事業を実施する。
26	はいかい高齢者等家族支援事業補助金	○	・状態に応じた介護サービスの提供と質の向上	はいかい高齢者等の介護者	・はいかい高齢者検索システムの利用に対し、登録料及び利用料の一部を助成	H13	認知症高齢者を介護する家族等の身体的・精神的負担の軽減に繋がる事業であることから、引き続き、制度の周知に努めながら事業を実施する。
27	訪問介護員養成研修の実施	○	・状態に応じた介護サービスの提供と質の向上	訪問介護員(ホームヘルパー)として従事しようとする個人	訪問介護員養成研修の実施	H11	「介護員養成研修」については国の制度改正に伴い平成25年3月をもって廃止され、新たに「介護職員初任者研修」として実施されることから、引き続き、介護人材の確保に向け事業に取り組む。
28	老人福祉施設整備費等補助金	○	・介護サービス提供基盤の整備促進	市内で老人福祉施設等の整備を行う法人	施設整備及び開設準備に要する費用の一部助成	H8	老人福祉施設を整備する事業者を整備費用等の一部を助成することにより、引き続き老人福祉施設の基盤整備の促進を図る。整備への応募が少ない施設については、参入事業者の拡充を図るため、募集圏域の取扱いを一部変更する。
29	老人福祉施設小規模整備費補助金	○	・介護サービス提供基盤の整備促進	市内で老人福祉施設を運営する社会福祉法人	福祉施設の小規模整備費等の一部助成	H8	施設の老朽化は進行しており、施設環境の向上をはかるため、事業を継続していく。
30	介護施設整備費等補助金	○	・介護サービス提供基盤の整備促進	市内で地域密着型サービス事業所の整備を行う法人	施設整備に要する費用の一部助成	H19	介護を必要とする者が住みなれた地域でサービスを受けられるよう、介護事業者を整備費用の一部を助成することにより、介護保険サービス中の地域密着型サービスを提供する事業所の整備促進を図る。整備への応募が少ない施設については、参入事業者の拡充を図るため、募集圏域の取扱いを一部変更する。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者一人ひとりが日頃から主体的に健康づくりに取り組めるよう、介護予防の理解促進に向けた周知・啓発の充実とあわせ、より効果的な介護予防事業の展開を図る必要がある。 ◆高齢社会の進行に伴い、要介護高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれるなか、認知症の方々やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民一人ひとりが認知症に対する理解を深めるための周知・啓発事業や、認知症の本人の状態に応じた適切なケアが提供できるよう、医療従事者や介護従事者などが連携しながら、地域における認知症ケア体制の充実を図る必要がある。 ◆介護を必要とする高齢者などが、適切な介護サービスを受けながら、それぞれの有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう介護サービスを提供する必要がある。 	<p>方向性</p> <p>〈施策全般〉 ◆高齢者がいつまでも介護を必要とせず、住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って安心して暮らせるよう、健康寿命の延伸に向けた介護予防の充実を図るとともに、認知症などの介護を必要とする高齢者を支える地域ケア体制の充実に取り組む。</p> <p>〈主要事業〉 ◆「高齢者の健康づくりの充実」については、高齢者が自ら健康寿命の延伸に向けた取組ができるよう、「一次予防事業」において、地域のなかで自主的な介護予防活動が継続できるよう支援の充実を図るほか、「二次予防事業」において、通所型介護予防事業を実施し生活機能の向上を図るとともに、介護予防だよりなどを通して自主的な介護予防活動の促進に努める。</p> <p>◆「認知症高齢者等対策の充実」については、宇都宮市みんなで考える認知症月間事業や認知症サポーター養成講座に取り組み、「認知症に関する正しい知識の周知啓発の推進」を図るほか、「医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実」に向け、医師や地域包括支援センター職員等が参加する認知症地域ケアネットワーク研修・意見交換会の開催に取り組む。</p> <p>◆「介護保険事業の充実」については、高齢者本人やその家族が安心して介護サービスを利用できるよう、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の介護サービス提供基盤の整備促進を図るほか、低所得の方が安心して介護サービスを利用することができるよう「社会福祉法人等利用者負担減免」などの利用負担減免制度の周知を図る。</p> <p>〈その他個別事業〉</p>